

## 1. 国が示す次期都道府県社会的養育推進計画の見直しの方向性について

出典:こども家庭庁

### 見直しの背景

#### （1）現行計画における課題への対応

- 多くの項目について整備目標が不明確
- 評価指標の設定が不十分 等

#### （2）社会的養育専門委員会報告書(令和4年2月)を踏まえた見直し

- 資源の計画的な整備方針のための計画とする。

#### （3）改正児童福祉法（令和4年6月成立）の内容反映

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化・事業の拡充
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 社会的養育経験者等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備 等

見直し  
の方向性

### 見直しの内容

#### （1）各資源についての整備目標の設定

- 里親等委託率だけでなく、里親等数や施設数、自立支援の役割を担う機関、権利擁護の体制等についても整備目標を新たに設定

#### （2）適切な評価指標の設定・PDCAサイクルの効果的な運用等

- 適切な成果指標の設定
- PDCAサイクルの効果的な運用

#### （3）改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し

- 改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、
  - ・ 一時保護の体制整備について
  - ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築
  - ・ 児童自立生活援助事業等の推進
  - ・ 意見表明等支援事業について 等

## 2. 計画策定以降の主な区の実施【新規】

### 【令和3年度】

- ・ 世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画の策定

### 【令和4年度】

- ・ 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の開始
- ・ 意見表明等支援事業の検討
- ・ 児童相談所第三者評価の受審

### 【令和5年度】

- ・ 包括的なフォostリング業務委託の開始
- ・ せたがや若者フェアスタートの拡充
- ・ ICT等を活用した児童相談対応業務の実施（実証実験）
- ・ 一時保護所第三者評価の受審

## 3. 見直しにあたっての考え方

○現在検討中の「（仮称）世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)(令和7年～令和16年)」との整合性を図る。

○都においても令和6年度に「東京都社会的養育推進計画（令和元年度策定）」の見直しを行うとしており、都計画の動向を踏まえる。

○今後、こども家庭庁より示される予定の「都道府県社会的養育推進計画の見直し策定要領」を踏まえて、計画見直しを行う。

○改正児童福祉法（令和4年6月成立）の内容、計画策定以降の区の新規取り組み等を踏まえ、区の具体的な取り組み方針を盛り込む。

○当事者である子ども・若者の意見を盛り込む。

○区に寄せられる児童虐待及び相談対応件数が増加傾向にあることを踏まえ、在宅支援や虐待に至る前の予防的支援策の強化を盛り込む。

○適切な整備目標・評価指標を新たに設定する。

○里親等委託率などの数値目標について、これまでの達成状況等も踏まえ、再検討する。